

平成 24 年 5 月 25 日

各 位

上場会社名 モジュール株式会社

(J A S D A Q : 3 0 4 3)

代 表 者 代 表 取 締 役 松 村 明

問 合 せ 先 取 締 役 管 理 担 当 ゼ ネ ラ ル マ ネ ー ジ ャ ー
藤 井 隆 徳

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成 24 年 6 月 25 日開催予定の第 13 回定時株主総会において付議することを決議しましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 提案の理由

- (1) 事業内容の多様化に対応する為に労働者派遣法に基づく労働者派遣事業を、また、今後経営体制の再編を行う必要が生じた際に柔軟かつ機動的に対応する為に、事業目的を追加するものがあります。
- (2) 当社は、成長の加速を企図し、人的投資等を含む必要な投資を行ってまいりましたが、現本店事務所が手狭となった為及び今後の事業拡大を見据えて、現行定款第 3 条の本店所在地を東京都千代田区から東京都港区に変更するものであります。
また、本変更の効力は、平成 24 年 7 月 1 日をもって発生するものとし、この旨を明確にするため附則を設けるものであります。なお、この附則につきましては、本店移転の効力発生日後はこれを削除することと致したいと存じます。
- (3) 機動的な資本政策を遂行できるように、会社法第 165 条第 2 項所定の、取締役会決議によって市場取引等による自己の株式の取得を可能とする旨定款規定を新設するものであります。
- (4) 経営体制の一層の強化・充実を図る為、またコーポレートガバナンス機能をさらに強化する為、取締役の員数の上限を 6 名から 8 名に改めるものであります。
- (5) 迅速な意思決定を要する事項に適切に対応するために、取締役会招集の通知を、会日の 3 日前までから 2 日前までに変更を行うものであります。
- (6) 取締役会の書面又は電磁的記録による決議の方法について、現行定款第 20 条（招集通知）の第 3 項に定められておりましたが、本決議方法を別の条文として規定することで、より明確にさせるものであります。
- (7) 上記変更に伴い、必要な条数の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日

平成 24 年 6 月 25 日（月）（予定）

定款変更の効力発生日

平成 24 年 6 月 25 日（月）（予定）

以 上

(別紙)

<定款変更の内容>

(下線は変更部分を示します)

現 行 定 款	変 更 案
(前略)	(前略)
(目的) 第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 1.～4. (条文記載省略) (新設) (新設) 5. (条文記載省略)	(目的) 第2条 (現行どおり) 1.～4. (現行どおり) <u>5. 労働者派遣法に基づく一般労働者派遣事業及び特定労働者派遣事業</u> <u>6. 前1から5の事業を営む会社の株式を所有することによる当該会社の事業活動の支配・管理</u> 7. (現行どおり)
(本店の所在地) 第3条 当社は、本店を東京都千代田区に置く。	(本店の所在地) 第3条 当社は、本店を東京都港区に置く。
第4条～第6条 (条文記載省略)	(現行どおり)
(新設)	<u>(自己の株式の取得)</u> 第7条 当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。
第7条～第14条 (条文記載省略)	第8条～第15条 (現行どおり)
(員数) 第15条 当社は、取締役6名以内を置く。	(員数) 第16条 当社は、取締役8名以内を置く。
第16条～第19条 (条文記載省略)	第17条～第20条 (現行どおり)
(招集通知) 第20条 取締役会招集の通知は、各取締役および各監査役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急のときは、この期間を短縮することができる。 ② (条文記載省略) ③ <u>取締役が取締役会の決議の目的事項について提案した場合、当該事項の議決に加わることのできる取締役全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をし、監査役が異議を述べないときは、取締役会の承認決議があったものとみなす。</u>	(招集通知) 第21条 取締役会招集の通知は、各取締役および各監査役に対し、会日の2日前までに発する。ただし、緊急のときは、この期間を短縮することができる。 ② (現行どおり) (削除)
(新設)	<u>(取締役会決議の省略)</u> 第22条 <u>取締役が取締役会の決議の目的事項について提案した場合、当該事項の議決に加わることのできる取締役全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をし、監査役が異議を述べないときは、取締役会の承認決議があったものとみなす。</u>

現 行 定 款	変 更 案
第21条～第33条 (条文記載省略)	第23条～第35条 (現行どおり) 附則 第1条 第3条 (本店の所在地) の変更は、平成24年7月1日をもって効力を生ずるものとする。なお、本条は、本店移転の効力発生日後これを削除する。